

# Honda コーポレートガバナンス基本方針

## 序文

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、「Honda コーポレートガバナンス基本方針」(以下、「本方針」という。)を定める。

## 第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(基本的な考え方)

- 第1条 当社は、基本理念に立脚し、株主・投資家をはじめ、お客様、社会からの信頼を高めるとともに、会社の迅速・果敢かつリスクを勘案した意思決定を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、「存在を期待される企業」となるために、経営の最重要課題の一つとして、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。
- 2 当社は、経営の監督機能と執行機能を明確に分離し、監督機能の強化と迅速かつ機動的な意思決定を行うため、過半数の社外取締役で構成される「指名委員会」、「監査委員会」、「報酬委員会」を有し、かつ取締役会から執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲可能な指名委員会等設置会社を採用する。

## 第2章 コーポレートガバナンス体制

### 第1節 取締役および取締役会

(取締役会の役割・責務)

- 第2条 取締役会は、株主からの負託に応えるべく、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の基本方針その他経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役および執行役の職務執行の監督を行う。
- 2 取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、取締役会規則で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項は代表執行役または執行役に委任する。

(取締役会の構成)

- 第3条 取締役会は、15名以下の適切な人数で構成する。
- 2 取締役会は、経営上の重要事項の決定と取締役および執行役の職務執行の監督の役割を果たすため、取締役会全体として多様な知見と経験のバランスを考慮した構成とする。

- 3 社外取締役は2名以上とし、かつ取締役会の3分の1以上は別に定める独立性基準を満たす独立社外取締役で構成する。

#### (取締役)

- 第4条 取締役は、その知見と経験に基づき、株主からの負託に応えるとともに、ステークホルダーに配慮し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る。
- 2 取締役は、その職務を執行するために十分な情報収集を行うとともに、取締役会等において積極的な意見表明と建設的な議論を行う。
  - 3 社外取締役は、その知見と経験に基づき、独立した立場から、取締役および執行役の職務執行を監督する。
  - 4 指名委員会は、原則として社長の提案を受け、審議の上、前三項に定める役割・責務を果たすことができる人物を取締役候補者として指名する。
  - 5 取締役候補者は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、会社経営や当社の業務に精通するとともに、人格・見識に優れた人物とし、その指名にあたり指名委員会はジェンダーや国際性、各分野の経験や専門性のバランスを考慮する。
  - 6 社外取締役候補者は、会社経営や法律、行政、会計、教育等の分野で豊富な経験と高い見識を有し、社外の独立した立場に基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督機能を果たすことができる人物とする。
  - 7 取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合、取締役会は、審議の上、当該取締役の役位の解職その他の処分について決定する。また、指名委員会は、必要に応じ審議の上、株主総会に対する解任議案の提出について決定する。

#### (最高経営責任者の選定)

- 第5条 取締役会は、原則として社長の提案を受け、審議の上、柔軟で清新かつ透徹した決断力を持ち、当社の創業の精神と企業風土の継承を実現できる人物を最高経営責任者たる社長の後継者として選定する。

#### (指名委員会)

- 第6条 指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任および解任に関する議案の決定その他法令または定款に定められた職務を行う。
- 2 指名委員会の委員は3名以上とし、そのうち過半数を独立社外取締役とする。
  - 3 指名委員会の委員長は、独立社外取締役とする。

(監査委員会)

第7条 監査委員会は、株主からの負託に応えるべく、会社の健全で持続的な成長を確保するため、取締役および執行役の職務執行の監査その他法令または定款に定められた職務を行う。

- 2 監査委員会は、3名以上の委員で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。また、監査委員のうち、1名以上は財務・会計に相当程度の知見を有する者とする。
- 3 監査委員会の委員長は、独立社外取締役とする。
- 4 当社は、監査の実効性を確保するため、取締役会の決議により常勤の監査委員を選定する。

(報酬委員会)

第8条 報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定その他法令または定款に定められた職務を行う。

- 2 報酬委員会の委員は3名以上とし、そのうち過半数を独立社外取締役とする。
- 3 報酬委員会の委員長は、独立社外取締役とする。

(取締役会の実効性向上のための取組み)

第9条 取締役会は、取締役会の実効性向上のために以下の取組みを行う。

(情報提供)

- 1) 当社は、各回の取締役会において充実した議論がなされるよう、取締役会の議題および議案に関する資料を取締役会の会日に先立って社外取締役に対し配付するとともに、必要に応じて事前説明を行うなど、十分な情報提供に努める。
- 2) 取締役会事務局は、事業年度が開始される前に、翌事業年度の年間の取締役会開催予定日を予め定め、各取締役に通知する。

(取締役、執行役その他業務執行責任者に対する研修)

- 1) 当社は、将来の取締役候補者である執行役(取締役を兼務する者を除く。)その他業務執行責任者に対し、会社法やコーポレートガバナンス等に関する研修を実施するとともに、取締役就任後は必要に応じ継続的に知識を更新する為の研修を実施する。
- 2) 当社は、新任社外取締役候補者に対し、業界動向、社史、事業、財務、組織および内部統制システム等に関する研修を実施するとともに、就任後においては、当社の事業内容をより深く理解するため、各地域の事業所視察等の機会を提供する。

(社外取締役による会議の招集)

社外取締役は、必要に応じて、他の取締役との会議を招集することができる。  
また、会議の招集に際しては、関係部門が適宜必要なサポートを行う。

(他社役員の兼職)

社外取締役は、当社以外の上場会社の役員を兼務する場合、  
当社の職務に必要な時間を確保するため、当社の他に4社までに限るものとし、  
他社から新たに役員就任の要請を受けたときは、その旨を社長に通知する。

(実効性評価)

- 1) 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価をベースとして、取締役会全体の  
実効性について分析・評価を行う。
- 2) 各委員会は、毎年、各委員の自己評価をベースとして、各委員会全体の  
実効性について分析・評価を行い、これを取締役に報告する。

(利益相反取引)

- 第10条 取締役および執行役は、自己または第三者のために当社の利益に反する取引を  
行わない。
- 2 取締役および執行役が、自己または第三者のために当社と取引を行おうとする  
場合は、会社法で定められた手続きに基づき、取締役会の承認を得るとともに、  
その重要事実を取締役に報告する。

## 第2節 執行体制

(基本的な考え方)

- 第11条 当社は、地域や現場での業務執行を強化し、迅速かつ適切な経営判断を行うため、  
地域・事業・機能別の各本部や主要な組織に、代表執行役からの権限委譲を受け、  
担当分野の業務を執行する責任者として、執行役その他業務執行責任者を配置す  
る。
- 2 当社は、経営会議や事業執行会議等を設置し、その審議基準を整備すること等で  
執行役その他業務執行責任者に授権される権限の範囲と意思決定のプロセスを  
明確にし、迅速かつ適切な経営判断を行える体制を構築する。

(執行役)

- 第12条 執行役は、株主からの負託に応えるとともに、ステークホルダーに配慮し、  
法令・定款に定められた事項の他、取締役会から委譲された業務執行権限の範囲  
において、当社グループの特に重要な業務執行を担う。

- 2 執行役は、3か月に1回以上、業務執行の状況を取締役に報告するとともに、必要に応じ、取締役会、取締役または委員会から求められた事項について情報提供を行う。
- 3 取締役会は、社長の提案を受け、審議の上、前二項に定める役割・責務を果たすことができる人物を執行役として選任する。
- 4 執行役は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、会社経営や業務に精通し、人格・見識に優れた人物とする。
- 5 執行役の任期は1年とする。
- 6 執行役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合、取締役会は、審議の上、当該執行役の役位の解職、解任その他の処分について決定する。

### 第3節 役員報酬

(役員報酬の決定方針)

第13条 当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計され、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月度報酬と、当該事業年度の業績に連動したSTI(Short Term Incentive)および中長期の業績と連動したLTI(Long Term Incentive)によって構成される。

- 2 月度報酬は、報酬委員会で決議された報酬基準に基づいて毎月固定額を支給する。
- 3 STIは、各事業年度の業績を勘案して、報酬委員会の決議によって決定し、支給する。
- 4 LTIは、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、報酬委員会で決議された基準および手続に基づいて中長期の業績と連動して自社株式および金銭を支給する。
- 5 執行役を兼務する取締役および執行役の報酬は、月度報酬、STIおよびLTIによって構成され、報酬委員会によって決議された報酬基準に基づいて構成比率を定める。構成比率は、役位ごとの経営責任の重さに応じて変動報酬の比率を高める。
- 6 社外取締役その他執行役を兼務しない取締役の報酬は、月度報酬のみで構成される。
- 7 LTIの対象とならない取締役および執行役においても、自社株式の保有を通じて株主目線に立った経営を実現し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、報酬のうち一定程度を役員持株会に拠出し、自社株式を取得する。
- 8 取締役および執行役は、LTIとして取得した自社株式および役員持株会を通じて取得した自社株式を、在任期間に加えて退任後1年間は継続して保有する。

### 第3章 株主との関係

(株主総会)

第14条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使できる環境の整備を行うよう努める。

(株主の権利の確保)

第15条 当社は、株主の平等性を確保するとともに、少数株主にも認められている権利の行使に十分に配慮する。

- 2 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第16条 当社は、中長期的な観点で、個別の政策保有株式について、取引の性質や規模等に加え、保有に伴う便益やリスク等を定性、定量両面から検証し、株式保有の必要性を判断する。

- 2 政策保有株式については、取締役会で保有の必要性を検証する。
- 3 当社は、保有株式の議決権行使にあたっては、株式保有の趣旨に鑑みて、当該会社の株主総会の議案に対し、当該会社の経営状況および当社の事業運営に対する影響等を考慮して、適切に議決権を行使する。
- 4 前項に基づく議決権の行使にあたり、当社が重要と考える事項は以下の通りである。
  - ・剰余金処分
  - ・定款変更
  - ・取締役・監査役選任
  - ・役員報酬および退職慰労金贈呈 等

(株主との対話に関する方針)

第17条 取締役会は、株主・投資家の投資判断に有益な情報を、迅速・公平・正確に提供し、株主・投資家の理解促進および適正な企業価値評価の実現を図ることを目的として、株主との対話に関する取組み方針を別に定める。

#### 第4章 株主以外のステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの関係)

第18条 当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上は、お客様、販売会社、お取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを認識し、これらのステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努める。

#### 第5章 情報開示

(適切な情報開示と透明性の確保)

第19条 当社は、株主、投資家や社会からの信頼と共感をより一層高めるため、四半期毎の決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示等、企業情報の適切な開示を図り、企業の透明性を高めていく。

以上

2015年7月31日制定

2017年6月15日改定

2018年6月14日改定

2019年2月19日改定

2020年4月 1日改定

2021年6月23日改定

2022年4月 1日改定

2022年8月10日改定

2023年4月 1日改定

＜社外取締役の独立性判断基準＞

当社取締役会は、社外取締役が、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、現在または過去1年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
  - (1) 当社の大株主（注1）の業務執行者（注2）
  - (2) 当社の主要な取引先（注3）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
  - (3) 当社グループの主要な借入先（注4）の業務執行者
  - (4) 当社の法定監査を行う監査法人の業務執行者または当社の監査業務の担当者
  - (5) 当社から役員報酬以外に多額（注5）の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、団体等である場合はその業務執行者）
2. 本人の近親者（注6）が、現在または過去1年間において、1（1）ないし（5）に該当しないこと。

以 上

2015年5月15日制定

2017年6月15日改定

2021年2月9日改定

---

- 注1 大株主とは、事業年度末において、総議決権の10%以上の株式を直接または間接的に保有する株主をいう。
- 2 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。
- 3 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結売上収益または相手方の連結売上収益の2%を超えるものをいう。
- 4 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 5 多額とは、当社から収受している対価が年間1千万円を超えるときをいう。
- 6 近親者とは、本人の配偶者または二親等内の親族をいう。

## 別紙2

### <株主との対話に関する取組み方針>

- (1) 当社における株主との対話は、経理財務部門が主管し、経理財務部門を担当する役員が統括する。
- (2) 株主との対話が適切に行われるため、経理財務部門は、社内関連部門と定期的な情報交換を行い、有機的な連携体制を構築する。
- (3) 当社は、株主・投資家の当社事業に対する理解を深めて頂くために、継続的な決算説明会の開催、当社ホームページにおける情報提供、株主総会における事業報告等の説明、工場見学会の実施等に積極的に取り組む。
- (4) 対話において把握された株主の意見は、経営陣に対し、定期的にフィードバックを行う。
- (5) これらの活動を行うにあたり、株主との対話を行う経理財務部門の担当者はインサイダーおよび機密情報の取扱いに関する研修を受け、社内の関連規則を遵守のうえ、適切に株主との対話を行う。